

令和 9 年度羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告募集要項

1 趣旨

この要項は、羽曳野市が作成する納税通知書等を封入するための封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の内容

広告媒体	令和 9 年度納税通知書送付用封筒		
	(1) 市民税・府民税（個人住民税）・森林環境税用	(2) 固定資産税・都市計画税用	(3) 軽自動車税用
1 枠の規格	縦 6cm × 横 8cm		
枠 数	1 枠		
色	単 色		
使用期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日		
印刷枚数	25,000 枚	45,800 枚	28,650 枚
発送予定日	令和 9 年 6 月頃	令和 9 年 5 月頃	令和 9 年 5 月頃
最低申込金額 (消費税及び地方消費税を含む。)	25,000 円	45,800 円	28,650 円
備 考	① その他、税額変更通知送付等に随時使用することがあります。 ② 納税義務者数によっては、作成した封筒を全て使用しない場合があります。		

3 広告掲載にあたっての留意事項

(1) 掲載できる広告について

- ・広告の掲載基準については、羽曳野市広告掲載要綱、羽曳野市納税通知書送付用封筒広告掲載に関する取扱要領、及び令和 9 年度羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告募集要項に従っていただきます。
- ・広告内容については、羽曳野市の施策の推進を阻害しないものとしてください。

(2) その他の留意事項

- ・広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。
- ・掲載が決定した広告主は、電子データを提出お願いします。
- ・校正は各々 2 回程度を想定しています。
- ・広告欄下に、「この広告は、羽曳野市税事務と直接関係ありません。また、広告主である事業者およびその内容を市が推奨等をするものではありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。」の文章が入ります。

(3) 役員又は代表者が、次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。また、広告の掲載を決定した後、該当することが判明した場合は、その決定を取り消します。

- ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- ・羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(4) 広告掲載申込者が本市の市税を滞納している場合は、応募することができません。また、広告掲載申込者が法人である場合は、申込者のほか当該法人の代表者が本市の市税を滞納している場合は、応募することができません。

4 募集期間・応募方法

(1) 応募書類の配布期間及び提出期間

令和8年10月1日(木)から令和8年11月2日(月)まで

(ただし、土日祝日は除く。)

午前9時から午後5時30分まで

(2) 配布場所及び提出場所

下記「6 応募先・問い合わせ先」に記載のとおり

(3) 応募方法

郵送又は持参

郵送による場合は、下記「6 応募先・問い合わせ先」に書留で送付してください。

また、令和8年11月2日(月)必着としてください。

(4) 提出書類

・申込書【様式第1号(第9条関係)】及び広告原稿

・役員名簿

・「納税証明書(その3の3)」(法人の場合)(写し可) ※税務署発行。令和8年7月1日以降の発行分に限る。

・「納税証明書(その3の2)」(個人の場合)(写し可) ※税務署発行。令和8年7月1日以降の発行分に限る。

※複数の希望枠に申し込む場合は申込金額の内訳が判るよう記入してください。(例「～税＝～円」)

※3(3)に該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会することがあります。

(5) 採用者への通知等

採用者には電話連絡を行い、併せて文書にて通知します。

また、不採用者にも文書にて通知します。

5 広告掲載の決定

(1) 掲載の可否

羽曳野市広告掲載要綱及び羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載に関する取扱要領に基づく審査により広告主を決定します。

(2) 広告掲載の決定

広告掲載の可否にかかる決定を羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込みに対する結果通知書により申込者に通知します。

(3) 広告掲載料の納付

結果通知書に記載された納付期限までに、指定する方法で納付してください。

6 応募先・問い合わせ先

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市市民生活部税務課総務担当

電話 072-958-1111(内線1570)

FAX 072-957-0611

URL kazei@city.habikino.lg.jp

6 広告掲載イメージ（参考）

（封筒裏面）

羽曳野市使用枠

羽曳野市使用枠

広告

広告掲載枠
縦 6cm×横 8cm

この広告は、羽曳野市税事務と直接関係ありません。また、広告主である事業者およびその内容を市が推奨等をするものではありません。
広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。

235mm

120mm

備考

- 1 封筒は白地で印字は 青 色 1 色
- 2 広告掲載枠に、縦 6mm × 横 8mm 程度の枠内に「広告」と必ず標記すること。
- 3 羽曳野市が使用する部分は、変更される場合があります。
- 4 裏地に紋模様が入ります。